

## 会員個人情報の取扱いについて

平成29年5月の改正個人情報保護法の全面施行により、個人情報の数が5千人分以下の事業者に対する適用除外の制度が廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となりました。

個人情報保護法では、個人情報を取り扱うにあたり、利用目的をできる限り特定しなければならないとされており、個人情報を書面で取得する場合には、利用目的を本人に明示する必要があると規定されています。(個人情報保護法第15条第1項、第18条第2項)

このことにより、今般、本会における「会員個人情報の取扱い」を定めましたので、会員各位におかれましては本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

### 会員個人情報の取扱いについて

一般社団法人静岡県医師会  
平成30年10月11日

1. 本会は、入会申込書に記入いただいた個人情報を次の目的に使用します。
  - (1) 会員の入退会・異動履歴の管理及び会費徴収に関わる業務
  - (2) 会員名簿の作成・配付
  - (3) 本会機関誌「静岡県医師会報」等、本会刊行物の発送及びお知らせ等の送付
  - (4) 外部委託による印刷及び発送等
  - (5) 本会の各種委員会の活動支援
  - (6) 生涯教育制度運営に関わる業務並びに本会が主催又は後援する講演会、研修会等の案内送付
  - (7) 母体保護法指定医に関わる業務
  - (8) 団体生命保険の保険料収納等保険契約の維持管理とそれに付随する業務
  - (9) 医事紛争に関わる業務
  - (10) 医学・医術の発達、及び医療・保健・福祉の向上に質するための研究及び調査
  - (11) 日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会等との事業連携
  - (12) 日本医師会医師年金運営に関わる業務
  - (13) 会員の福利向上に質するための業務及び静岡県医師国民健康保険組合、静岡県医師信用組合、静岡県医師協同組合、(有)エスアイエスの事業への協力
  - (14) 個人を特定しない形態での統計情報作成
  - (15) 行政、関係団体、会員が行う事業にかかる事業連携及び活動支援
  - (16) 静岡県医師連盟、日本医師連盟との事業連携
  - (17) その他、本会の定款に掲げる業務の支援
2. 本会は、上記以外の目的で個人情報を利用したり、個人情報の保護に関する法律第23条第1項に基づく場合を除き、会員の同意なく、第三者に提供することはありません。
3. 本会は個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。
4. 1の目的に異議がある場合は、静岡県医師会総務課までお申し出ください。(電話 054-204-3310)